

## 南相木村移住・定住引越し費用補助金についてお知らせ

村では、定住人口の増加を図ることを目的に、平成31年1月1日以降に南相木村に移住または転居された方(世帯)を対象に引越しに掛かる費用への補助金を交付いたします。

### 【補助金を受けることができる方（対象者）】

○平成31年1月1日以降に南相木村に移住された方で住民基本台帳に登録されている方

※ 過去に本村に居住したことがある場合は、転出した日から1年以上経過したあとに転入した場合に対象となります。(就学等により住民基本台帳に登録されたまま村外へ転居し、1年以上経過したあとに転入した場合も対象となります。)

※ただし次に該当する場合は対象外となります。

- (1) 転勤または入学、通学の理由による転入の場合
- (2) 世帯員全員について都道府県民税及び市区町村民税に滞納がある場合
- (3) 生活保護法による公的扶助を受けている場合
- (4) 公務員の方
- (5) 南相木村暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等
- (6) 国、県またはその他の地方公共団体から同一の補助金等を受給している場合

### 【移住・定住引越し費用補助金交付内容】

要件等	交付額
中学生以下の児童を扶養し同居する場合	一世帯当たり 100,000 円
上記以外の場合	一世帯または一人当たり 50,000 円

\*原則転入の日から2ヵ月以内に申請してください。

\*補助金の交付は、同一世帯または同一人につき1回限りです。

\*交付決定通知の日から3年以内に村外へ転出した場合は補助金の全額返還が必要になります。

### 【補助金の交付申請手続きについて】

○交付申請書を役場窓口で受取るか、村ホームページの「行政情報 → 各種申請書」からダウンロードし必要事項をご記入のうえ、下記添付書類を添えて役場総務課までご提出ください。

【添付書類】

- (1) 住民票の抄本または謄本（移住した世帯員全員分）
- (2) 都道府県民税及び市区町村民税に滞納がないことを証明する書類（移住した世帯員全員）

◆平成30年度分の申請受付期間 平成31年3月31日まで（4月以降は随時受付）

お問い合わせ先：南相木村役場 総務課 企画財政係	
TEL	: 0267-78-2121
FAX	: 0267-78-2139